

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年3月14日（令和4年（行個）諮問第5076号）

答申日：令和5年7月31日（令和5年度（行個）答申第5055号）

事件名：本人の労災事故に係る診療費請求内訳書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書Aないし文書Cに記録された保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報A」ないし「本件請求保有個人情報C」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8の各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の1に掲げる文書Dに記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、開示された本件労災請求事案に係るレセプト60頁の中の14頁、15頁、26頁及び41頁に記録された保有個人情報につき、改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁が不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきであり、本件対象保有個人情報2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月13日付け群労発基0913第1号により群馬労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

平成31年特定月日に被災した労災事故に関して、令和3年8月4日付特定者Aより私の名義で群馬労働局に保有個人情報開示請求書を提出した。途中1回期限延長され、令和3年9月13日付部分開示となりま

した（中略）。審査請求の趣旨及び理由を下記に述べます。

ア 開示されたレセプトの中、頁数表記がある60枚には第14, 15, 26, 41頁が欠けている。その内容を知りたい。開示して欲しい。

イ A4版文書279枚の中、全面的に黒塗りされたのは12枚あります。どの内容なのか全然わかりませんので、情報内容の区別もできません。納得がいかない。

ウ 開示請求者以外の特定個人に関する氏名、印影など法14条2号により不開示（黒塗り）することには理解できるが、過剰な不開示（全面黒塗り）することは、担当者が法律及び法令に対して勉強と理解不足の疑いがあります。かつ、会社側の違法的なことを隠していると思われる。

エ 以上申し述べた通り、簡易迅速かつ公正に審理、裁決をお願い申し上げます。

## (2) 意見書1

2021年（令和3年）8月4日付、特定者Aより、私の名義で群馬労働局（以下「労働局」という。）に保有個人情報開示請求書を提出した。（中略）

開示された平成31年（2019年）特定月日に被災した労災事故に係るレセプト60頁の中第14, 15, 26, 41頁が欠けていると会社側が特定監督署に提出した事業主証明拒否理由書を見えないため、特定月日Aに労働局特定課Aに相談し、監督署が提出漏れの可能性を指摘し、また、証明拒否理由書は調べてからと言われた。（中略）

特定月日B午後、特定監督署の担当者と相談し、監督署に保存した資料は全て労働局に提出し、レセプトは全て労働局特定課Bが持っていることを確認した。また、労働局に連絡すると言われた。

特定月日C午前、労働局特定課Bの担当者から電話で個人情報部分開示について解説があったが、対面面談を予約した。同日午後に、労働局特定課Bで担当者が開示された資料に欠けた頁と黒塗りに理由を説明したが、私がそんな法律と権力を濫用することには納得できないので、情報公開・個人情報保護審査会令2.6.22（令元（行個）26）の趣旨に従って、過剰な不開示（黒塗り）等にならないよう、保有個人情報を開示されたいと要求したが、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができるとアドバイスされた。（中略）

12月13日、群労発基0913第1号による行政文書部分開示決定に不服があるため、厚生労働大臣に対して審査請求書を提出した。

（中略）

## (3) 意見書2

ア 令和4年4月27日に提出した意見書「保有個人情報開示請求につ

- いて」の添付資料5「開示された個人情報」（A4版279枚，A3版3枚）に番号を付けられたのは60頁しかありません。即ち大部分の頁が特定されていない為、「理由説明書」別表には対象文書に対して不開示を維持する部分の頁及び内容を確認することはできません。
- イ 番号を付けたレセプト60頁中に第14，15，26，41頁が欠けている原因と理由は説明してありません。何かを隠蔽している疑いがあり得る。
- ウ 審査請求人は患者（労災被害者）として、主治医の名前を覚えているので、病院が作成した文書には医師の署名を黒塗りで見せない意味はありません。開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害される恐れがないと思います。
- エ 特定担当官が令和2年特定月日に作成した「調査結果復命書」の「調査記録・調査結果」欄の「4 主治医の意見（3）災害発生状況と確定診断名との因果関係の有無及びその診断根拠」には、記録内容が黒塗りで見えなくなった。医師の医学的な判断を労災被害者に見せないのは不当である。開示することにより、行政機関が行う事務の適正な執行に支障を及ぼす恐れは全くありません。法14条7号柱書きにも該当しません。逆に、不開示とすれば開示請求者が真実を知りません、反論もできない、公平を欠く。従って、本件労災事故より傷病の治療に関わる医師の判断や意見は、開示するべきと思います。
- オ 特定担当官が令和2年特定月日に作成した「調査結果復命書」の「調査記録・調査結果」欄の「9 その他確認事項」に記録された文字は全て黒塗りでされ、内容不明になりました。
- カ 開示された保有個人情報の中、完全に黒塗りでされた12枚A4版文書（「保有個人情報開示請求について」の添付資料5）には、平成31年特定月日に被災した労災事故に関わる事故現場の写真を含まれていると思います。不開示の理由は「法人から提出された情報であり、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、当該法人の組織あるいは営業上の秘密事項にかかる情報があり、これらは行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」（令和4年4月27日に提出した「保有個人情報開示請求について」の添付資料3）。そんな理由はとても不思議だと思えます。労災事故が発生する時の現場の映像や写真などは、労災事故が発生した原因を究明したり、今後、同類の事故の再発を防止するにはとても重要なものである。行政機関の要請を受け、開示しないとの条件で任意に提供するものではなく、労災現場の「現状保存」の代

わりに、会社側が「労災事故発生報告書」や「労働者死傷病報告」に添付書類として、早速労働基準監督署長に提出すべきものである。開示しても、会社側の権利、競争上の地位その他正当な利益との関係はありません。会社側の組織あるいは営業上の秘密事項にかかる情報ではなく、法14条3号イ及びロに該当しませんので、開示するべきです。

キ 「理由説明書」と「補充理由説明書」には、「不当な干渉を受けることが懸念され」とか、「偽造等により悪用されるおそれがある」など変な言葉を多用している。根拠なく他人が悪いことをしたいと想定しているのは、自身が悪意を抱く。日本は法治国家である。不当な干渉をすることや偽造等により悪用する等犯罪に対しては、法律で追及するべきです。例えば現実において、包丁など刃物は殺人凶器にも使われるが、販売を許せないではありません（原文ママ）。殺人事件が起きたら、犯人を捕まえることは正解です。公正性と透明性は行政における合理的判断の前提であり、行政機関による過剰な不開示は、公平を欠き、情報公開・個人情報保護審査会令2.6.22（令元（行個）26）の趣旨にも反する。

ク 同じく、完全に黒塗りされた12枚A4版文書には、労災休業補償給付請求書の事業主証明欄にサインしませんについて、「証明拒否理由書」や「労災事故発生報告書」も含めていると思います。

ぜひ、厳正中立な立場でご判断頂けますようお願い致します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について、法14条2号及び3号イに該当する部分を追加するものであり、下記3（2）イ（ア）及び別表において下線部で示す。）によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年8月4日付け（同月5日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき別紙の1に掲げる保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年12月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成31年特定月日に被災

した労災事故に関する①診療費請求内訳書及び薬剤費請求内訳書（平成31年特定月分から令和3年特定月分）、②休業補償給付請求書（令和2年特定月日から令和3年特定月日まで）、③労災保険給付決定に係る調査結果復命書及びこれらに付随する一切の書類、④特定労働基準監督署が保有する災害時監督復命書並びにこれらに付随する一切の書類」に記録された審査請求人を本人とする個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の①、4の②、5の①、6の①、7の②及び8の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1の③及び5の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書1の②、4の①、5の②及び8の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

また、文書7の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3、6の②及び7の①の不開示部分は、特定法人が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないと条件で任意に提

供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の③及び5の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書3、6の②及び7の①の不開示部分は、特定法人において一般に公にしていらない内部情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) いわゆる存否応答拒否の妥当性について

法17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

審査請求人が開示を求める「監督復命書」は、労働基準監督官が事業

場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

本件対象保有個人情報2の存否を明らかにすることは、特定事業場が特定労働基準監督署の監督指導を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）を明らかにすることになる。

加えて、法に基づく保有個人情報開示請求の実態に鑑みれば、本件対象保有個人情報2の存否を明らかにすることは、監督指導を受けたという事実の有無のみならず、労働基準監督署による監督指導の実施に関わる事項を判断する際に考慮する要素（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにすることになる。

ア 特定事業場が特定労働基準監督署の監督指導を受けたという事実の有無を明らかにすることになることについて

特定事業場が特定労働基準監督署の監督指導を受けたか否かについては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）104条に基づき労働者が行った申告を端緒とする監督指導を行う場合並びに一定の要件に該当する場合に監督指導を行ったこと及びその内容を一定の範囲で公表する企業名公表制度等を除き、労基法105条に定める労働基準監督官の守秘義務に基づき、関係労働者に対しても明らかにしないこととしている。

本件存否情報1が開示された場合、監査機関たる労働基準監督機関が明らかにしたという事実もあいまって、その結果如何にかかわらず、監督指導を受けたことのみをもって労務管理等に問題がある事業場であるとの印象を喚起し、取引関係や人材確保の面等において、法人等である当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

加えて、本件存否情報1には、労基法105条に定める労働基準監督官の守秘義務を前提とする情報が含まれる。

これが開示されることとなれば、守秘義務を背景とする事業場一般と労働基準監督官との信頼関係が失われることにより、問題がある事

業場であるとの印象を受けることをおそれる事業場が、労働基準監督官による監督指導等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには日常的に法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、特定事業場が特定労働基準監督署の監督指導を受けたという事実の有無は明らかにしていないが、労働基準監督官の求めに応じて関係労働者が自ら臨検に立ち会った場合等、例外的に関係労働者が特定事業場に対する監督指導の有無について知り得る場合があり得る。このように、特段の事情により、開示請求者が当該事実の有無を知っている又は推認できると認められる場合には、当該事実の有無は法14条に基づく不開示情報に該当せず、その他不開示情報に該当しない限りでその全部又は一部を開示することとしているが、本件についてはこのような事情も認められない。

イ 労働基準監督署による監督指導の実施に関わる事項を判断する際に考慮する要素を明らかにすることになることについて

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく行政文書開示請求とは異なり、開示請求者は開示された保有個人情報と、保有個人情報開示請求とは無関係に自身の持つ情報とを照らし合わせ、より多くの情報を得る可能性がある。

本件存否情報2が開示された場合、特定事業場が特定労働基準監督署の監督指導を受けたという事実の有無のみならず、どのような事象が生じた場合に労働基準監督機関が事業場に対して監督指導を行う又は行わないと判断するか、また、そのような判断を行う際にどのような要素が考慮されているのかについても推認されるおそれがある。

労働基準監督官による臨検を始めとする監督指導は、事業場の状況をありのままに確認すべく、原則として予告なく実施しているところである。本件存否情報2が開示されることとなれば、事業場が監督指導を受けることを回避するために事前に法違反の事実の隠蔽を行うなどして、予告なく監督指導を実施している趣旨が没却され、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。以上のことから、本件対象保有個人情報2の存否を答えることは、法14条3号イに加え、5号及び7号イの不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせるものであり、法17条の規定に基づき、存否の応答を拒否した処分庁の判断は妥当である。

#### 4 結論



以上のとおり、本件審査請求について、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年4月27日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 令和5年2月8日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報1の見分及び審議
- ⑥ 同年6月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月28日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑧ 同年7月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、その存否を答えるだけで同条3号イ、5号及び7号イの不開示情報を開示することとなるとして、法17条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報1を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の特定の妥当性、不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2の存否応答拒否の適否について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報1の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2）において、「開示されたレセプトの中、頁数表記がある60枚には第14、15、26、41頁が欠けている。」と主張する。
- (2) これに対し、当審査会事務局職員をして、当該保有個人情報を処分庁が作成又は取得し、保有していないかどうか改めて諮問庁に確認したところ、開示されたレセプトの中、頁数表記がある60枚のうち欠けている4枚（14頁、15頁、26頁及び41頁）は、診断書又はレセプト以外の資料であり、開示を求められた対象保有個人情報ではないため、本件対象保有個人情報1から除いているとのことであった。
- (3) 当審査会において、諮問庁から上記の文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は診断書又はレセプト以外の資料であるものの、本件労

災請求案件に係る文書であり、審査請求人に関する情報で、同人を識別することができることとなるものと認められ、いずれも本件請求保有個人情報に該当するものと認められるので、当該文書に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1，通番10，通番14（2）及び通番15

当該部分は、審査請求人から提出された休業補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）及び審査請求人の主治医の意見書に記載された、医師の署名及び印影である。

このうち、通番1，通番10及び通番15の請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番14（2）及び通番15は意見書に記載された医師の署名及び印影であり、請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

##### イ 通番2及び通番8

当該部分は、審査請求人から提出された請求書及び審査請求人の主治医の意見書に押印された医療機関の印影である。

このうち、通番2の請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、請求書に押印された医療機関の印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番8は意見書に押印された医療機関の印影であり、請求書に記載されたものと同じものであると認められる。

これらの部分は、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3及び通番9

通番9は、審査請求人の主治医の意見書における記述、通番3は、同意見書が引用された調査復命書における記述であり、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の記載の一部である。

(ア) 当該資料には、当該資料の表題及び審査請求人の個人情報等が記載されている。当該資料の表題を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難く、また、当該資料には審査請求人が知り得る情報が記載されているものと認められる。

(イ) また、当該資料には、本件労災事故に係る事実が記載されており、当該部分は、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番12は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された意見書に記載された宛先、日付、表題、特定事業場の住所及び名称並びに事務的な連絡等である。

審査請求人の意見書1（上記第2の2（2））によると、審査請求人は「会社側が特定監督署に提出した事業主証明拒否理由書」について言及しており、特定事業場が特定労働基準監督署に意見書を提出した事実を承知しているものと解される。

このため、当該部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難く、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番14(1)は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された意見書に記載された特定事業場の事業主の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記オのとおり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番11

当該部分は、調査結果復命書に記載された調査記録・調査内容の一部である。当該部分は、上記オ及びカで開示すべきとしている情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番1は、療養補償給付たる療養の給付請求書等に記載された審査請求人以外の関係者の氏名及び印影等、通番6は、特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書に記載された同団体担当者の氏名、通番7は、審査請求人の主治医の意見書に記載された医師の署名及び印影並びに同意見書の送付状に記載された特定医療機関担当者の氏名、通番10は、調査結果復命書に記載された審査請求人以外の関係者の氏名、通番14は、健康保険傷病手当金支給申請書及び特別給与(賞与)支払額推計書に記載された審査請求人以外の関係者の印影、通番15は、療養補償給付たる療養の給付請求書等に記載された審査請求人以外の関係者の氏名及び印影等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、

同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番9は、審査請求人の主治医の意見書における記述、通番3は、同意見書が引用された調査復命書における記述である。

通番11は、調査結果復命書に記載された調査記録・調査内容の一部である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者及び医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番2は、療養補償給付たる療養の給付請求書等、通番5は、診療録及び特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書、通番16は、療養補償給付たる療養の給付請求書に押印された法人の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

(ア) 通番12①aは、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された意見書である。

a 当該部分(下記bを除く。)は、特定事業場の所見等について詳細かつ具体的に記載されている。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 当該部分は、当該意見書に押印された法人の印影である。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12①bは、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の一部であり、一般に公にしていない特定事業場の内部情報であると認められる。

これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番13は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の一部であり、審査請求人以外の特定事業場の従業員に係る情報が記載されている。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人に係る記載とは明確に区分されて表記されており、審査請求人以外の個人を本人とする保有個人情報であると認められる。

このため、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番4は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料であり、特定事業場の所見等について詳細かつ具体的に記載されている。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件対象保有個人情報2の存否応答拒否の適否について

(1) 理由説明書の記載(上記第3の3(3))によると、諮問庁は、原処分 of 妥当性について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求める「監督復命書」は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書で

あり、一般的には、監督復命書の標題が付されている。

イ 本件対象保有個人情報2の存否を明らかにすることは、本件存否情報1を明らかにすることになる。

(ア) 本件存否情報1が開示された場合、監督指導を受けたことのみをもって労務管理等に問題がある事業場であるとの印象を喚起し、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

(イ) また、本件存否情報1は、労基法105条に定める労働基準監督官の守秘義務を前提としている。

これが開示されることとなれば、守秘義務を背景とする事業場一般と労働基準監督官との信頼関係が失われることにより、問題がある事業場であるとの印象を受けることを恐れる事業場が、労働基準監督官による監督指導等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、更には日常的に法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

ウ 加えて、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、本件存否情報2を明らかにすることになる。

(ア) 本件存否情報2が開示請求者が開示された場合、これと開示請求者が独自に把握する情報とを照合することで、開示請求者に、どのような事象が生じた場合に労働基準監督機関が事業場に対して監督指導を行う又は行わないと判断するか、また、そのような判断を行う際にどのような要素が考慮されているのか（本件存否情報2）を推認されるおそれがある。

(イ) 労働基準監督官による臨検を始めとする監督指導は、事業場の状況をありのままに確認すべく、原則として予告なく実施しているところである。本件存否情報2が明らかになれば、事業場が監督指導を受けることを回避するために事前に法違反の事実の隠蔽を行うなどして、予告なく監督指導を実施している趣旨が没却され、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

ア 本件対象保有個人情報2が記録された文書は、「特定労働基準監督署が保有する災害時監督復命書並びにこれらに付随する一切の書類」

である。

イ 上記（１）イの諮問庁の説明を踏まえれば、本件対象保有個人情報  
の存否を答えることは、本件存否情報１を明らかにすることになると  
認められる。

ウ 一般に監督指導には、定期監督、申告監督、災害時監督等があるが、  
いずれも労働基準監督機関が事業場に対する調査を行い、その結果法  
令違反等が認められた場合に行政指導等が行われるのみならず、調査  
の結果法令違反等が認められない場合もあるのであるから、審査請求  
人が負傷した特定の事故について、特定事業場が特定労働基準監督署  
から監督指導を受けた事実の有無が明らかになっても、必ずしも当該  
事業場の法令違反等の有無が明らかになるものではない。

そのため、本件存否情報１は、これを審査請求人に対して明らかに  
しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する  
おそれがあるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う監督  
指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違  
法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするお  
それがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある  
と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められな  
い。

したがって、本件存否情報１は、法１４条３号イ、５号及び７号イ  
の不開示情報に該当するとは認められず、存否応答拒否した原処分は  
妥当ではないので、本件対象保有個人情報２の存否を明らかにして、  
改めて開示決定等をすべきである。

#### ５ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を  
左右するものではない。

#### ６ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保  
有個人情報１を特定し、その一部を法１４条２号、３号イ及びロ並びに  
７号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報２につき、  
その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条３号イ、５号及び  
７号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し  
た決定については、群馬労働局において、本件対象保有個人情報の外に開  
示請求の対象として特定すべき保有個人情報として開示された本件労災請  
求事案に係るレセプト６０頁の中の１４頁、１５頁、２６頁及び４１頁に  
記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象と  
して、改めて開示決定等をすべきであり、本件対象保有個人情報１につき、  
通番１３及び別表の３欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人と



する保有個人情報に該当しない，又は同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，同条3号ロについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであり，本件対象保有個人情報2につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条3号イ，5号及び7号イのいずれにも該当せず，その存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから，取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙

### 1

「審査請求人が平成31年特定月日に被災した労災事故に関する」

- A 診療費請求内訳書及び薬剤費請求内訳書（平成31年特定月分から令和3年特定月分）（本件請求保有個人情報A）
- B 休業補償給付請求書（令和2年特定月日から令和3年特定月日まで）（本件請求保有個人情報B）
- C 労災保険給付決定に係る調査結果復命書及びこれらに付随する一切の書類（本件請求保有個人情報C）
- D 特定労働基準監督署が保有する災害時監督復命書並びにこれらに付随する一切の書類（本件対象保有個人情報2）

### 2 本件文書

- 文書1 請求書等一式①
- 文書2 聴取書
- 文書3 事業場提出資料
- 文書4 医療関係資料一式①
- 文書5 意見書一式
- 文書6 調査結果復命書
- 文書7 意見書・医療関係資料一式
- 文書8 請求書一式②

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書1 請求書等一式①	① (氏名) 1頁, 9 1頁 (印影) 2頁, 7頁, 7 9頁, 9 2頁, 9 7頁 (署名・印影) 5 8頁, 6 2頁, 6 4頁, 6 6頁, 6 8頁, 7 0頁, 7 2頁, 7 4頁, 7 6頁, 7 8頁, 8 0頁, 8 2頁, 8 4頁	2号	1	(印影) 7 9頁 (署名・印影) 5 8頁, 6 2頁, 6 4頁, 6 6頁, 6 8頁, 7 0頁, 7 2頁, 7 4頁, 7 6頁, 7 8頁, 8 0頁, 8 2頁, 8 4頁
	② 1頁, 6 2頁, 6 4頁, 6 6頁, 9 1頁, 1 0 2頁法人の印影	3号イ	2	6 2頁, 6 4頁, 6 6頁法人の印影
	③ 8 9頁医師の意見	2号, 7号 柱書き	3	不開示部分1行目ないし4行目3文字目
文書2 聴取書	不開示部分無し	—	—	—
文書3 事業場提出資料	1頁ないし9頁不開示部分	3号ロ, 7号 柱書き	4	1頁1行目ないし12行目, 19行目30文字目ないし最終文字, 21行目, 24行目1文字目ないし13文字目, 22文字目ないし最終文字, 34行目, 35行目, 37行目1文字目ないし8文字目, 38行目ないし41行目, 2頁1行目ないし15行目, 3頁1行目ないし9行目, 4頁1行目ないし9行目, 5頁表題部分, 右側の1行目, 左側の1段目1枠目及び2枠目, 2段目1枠目及び2枠目, 3段目1枠目及び2枠目, 4段目1枠目及び2枠目, 5段目1枠目及び2枠目, 6段目ないし13段目1枠目, 右側の1段目1枠目及び2枠目, 2段目1枠

					目及び2 枠目, 3 段目 1 枠目及び2 枠目, 4 段目 1 枠目及び2 枠目, 5 段目 1 枠目及び2 枠目, 6 段目 1 枠目, 6 頁上から 1 番目の表の左側の 1 段目 1 枠目及び2 枠目, 2 段目 1 枠目, 3 段目 1 枠目及び2 枠目, 右側の 1 段目 1 枠目及び2 枠目, 2 段目 1 枠目及び2 枠目, 3 段目 1 枠目及び2 枠目, 上から 2 番目の表の 1 0 段目ないし 1 4 段目
文書 4	医療関係資料一式①	① 1 6 頁, 2 8 頁 法人の印影	3 号イ	5	—
		② 2 8 頁氏名	2 号	6	—
文書 5	意見書一式	① (署名・印影) 1 頁 (氏名) 4 頁	2 号	7	—
		② 1 頁法人の印影	3 号イ	8	全て
		③ 2 頁医師の意見	2 号, 7 号 柱書き	9	不開示部分 1 行目ないし 4 行目 3 文字目
文書 6	調査結果復命書	① (氏名) 3 頁 (署名・印影) 4 頁	2 号	1 0	(署名・印影) 4 頁
		② 3 頁不開示部分 (①を除く)	2 号, 7 号 柱書き	1 1	不開示部分 1 行目ないし 2 行目
文書 7	意見書・医療関係資料一式	① a (不開示部分) 1 頁 (②を除く) ないし 2 頁	3 号イ及び ロ, 7 号柱 書き	1 2	1 頁 1 行目ないし 5 行目, 7 行目ないし 1 5 行目
		① b (社員情報) 1 5 頁			
		① c (不開示部分) 1 7 頁		1 3	—
		② (職氏名) 1 頁 6 行目, (印影) 1 1 頁, 1 4 頁 (署 名・印影) 1 9 頁	2 号	1 4	(1) (職氏名) 1 頁 6 行 目 (2) (署名・印影) 1 9 頁
文書 8	請求書等一式 ②	① (氏名) 1 頁 (印影) 2 頁 (署 名・印影) 1 4 頁, 1 6 頁	2 号	1 5	(署名・印影) 1 4 頁, 1 6 頁
		② 1 頁法人の印影	3 号イ	1 6	—

(当審査会注)

文書 7 の①に係る 2 欄の該当箇所の記載方法は, 当審査会事務局において整理した。